

新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認 (経済連携協定等の略称)</p> <p>12の4－1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原産地証明書等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(39) (省略)</p> <p>(40) 「地域的な包括的経済連携協定」・・・・・・・・ RCEP協定</p> <p>(41) RCEP協定第3・16条に基づく原産地証明・・・ RCEP協定原産地証明</p> <p>(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)</p> <p>12の4－3</p> <p>(1) 法第12条の4第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>RCEP協定</td><td>RCEP協定第3・24条1(a)</td></tr> </table> <p>また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。なお、米国協定においては、輸入者への資料の提供の求めに対し、輸出者又は生産者が税関に当該情報を直接提供する方法を含む。</p> <p>(2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下この節において、「輸出者等」という。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>協定相手国の権限ある当局又は税関当局</td><td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	RCEP協定	RCEP協定第3・24条1(a)	経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	(省略)	<p>第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認 (経済連携協定の略称)</p> <p>12の4－1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原産地証明書等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(39) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)</p> <p>12の4－3</p> <p>(1) 法第12条の4第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> </table> <p>また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。なお、米国協定においては、輸入者への資料の提供の求めに対し、輸出者又は生産者が税関に当該情報を直接提供する方法を含む。</p> <p>(2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下第16節の3において、「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>協定相手国の権限ある当局又は税関当局</td><td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)	経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)	(同左)	(同左)
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定																								
(省略)	(省略)																								
RCEP協定	RCEP協定第3・24条1(a)																								
経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定																							
(省略)	(省略)	(省略)																							
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定																								
(同左)	(同左)																								
(新規)	(新規)																								
経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定																							
(同左)	(同左)	(同左)																							

## 新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
アセアン包括協定	<u>ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税關、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区</u>	アセアン包括協定附属書 4 第 6 規則 1	アセアン包括協定	<u>アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則(a)に規定する当局（具体的には<u>追って</u>事務連絡する。）</u>	アセアン包括協定附属書 4 第 6 規則 1
（省略）	（省略）	（省略）	（同左）	（同左）	（同左）
TPP11協定	各締約国の税關當局又は附属書 3-A 6 の規定により通報される当局 （具体的には <u>別途</u> 事務連絡する。）	TPP11協定第 3・27 条 1(b) 及び(d)、第 4・6 条 1	TPP11協定	各締約国の税關當局又は附属書 3-A 6 の規定により通報される当局 （具体的には <u>追って</u> 事務連絡する。）	TPP11協定第 3・27 条 1 (b) 及び(d)、第 4・6 条 1
（省略）	（省略）	（省略）	（同左）	（同左）	（同左）
RCEP協定	<u>RCEP協定第 3・1 条(c)に規定する政府機関又は同条(i)に規定する機関（具体的には別途事務連絡する。）</u>	<u>RCEP協定第 3・24 条 1 (b) 及び(c)</u>	（新規）	（新規）	（新規）

新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p>また、法第12条の4第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。</p> <p>イ 情報の要請を行う場合には、総括原産地調査官に協議するとともに、総括原産地調査官を経由して本省を通じて行うものとする。</p> <p>ロ～リ (省略)</p> <p>又 <u>RCEP協定においては、以下のとおり行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>輸出者又は生産者に対し情報を要請する場合、産品の輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面を送付する。</u></p> <p>(ロ) <u>輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し情報を要請する場合、当該発給機関又は当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面を送付する。</u></p> <p>(ハ) <u>輸出締約国が、RCEP協定第3・24条の注の規定に基づき輸入締約国からの確認のための单一の連絡部局（以下、この節において「連絡部局」という。）を指定している場合、上記(イ)及び(ロ)の書面の送付は連絡部局を通じて行う。</u></p> <p>(3) 法第12条の4第1項第3号に規定する輸出者又は生産者の事務所等において実地に書類その他の物件を調査する方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>RCEP 協定</td><td>RCEP 協定第3・24条1(d)及び3</td></tr> </table> <p>また、法第12条の4第1項第3号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。</p> <p>イ 調査の実施にあたっては、総括原産地調査官に協議するとともに、総括原産地調査官を経由して本省を通じて要請を行うものとする。</p>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	RCEP 協定	RCEP 協定第3・24条1(d)及び3	<p>また、法第12条の4第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。</p> <p>イ 情報の要請を行う場合には、<u>東京税関業務部総括原産地調査官</u>に協議するとともに、<u>当該総括原産地調査官</u>を経由して本省を通じて行うものとする。</p> <p>ロ～リ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(3) 法第12条の4第1項第3号に規定する輸出者又は生産者の事務所等へ立ち入り、調査する方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> </table> <p>また、法第12条の4第1項第3号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。</p> <p>イ 調査の実施にあたっては、<u>東京税関業務部総括原産地調査官</u>に協議するとともに、<u>当該総括原産地調査官</u>を経由して本省を通じて立入、調査の受け入れの要請を行うものとする。</p>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定												
(省略)	(省略)												
RCEP 協定	RCEP 協定第3・24条1(d)及び3												
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定												
(同左)	(同左)												
(新規)	(新規)												

新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>ロ及びハ (省略)</p> <p>ニ 上記<u>ハ</u>の書面は、次の事項を含むものとする。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>(ト) 後記 12 の 4—6 に規定する<u>オーストラリア協定</u>の回答期限</p> <p>ホ及びヘ (省略)</p> <p>ト <u>RCEP 協定</u>にあっては、輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限ある<u>当局</u>に対し、訪問の実施を予定する日付及び場所並びにその具体的な目的を明記した書面によって、かつ、輸出締約国が連絡部局を指定している場合には連絡部局を通じて、確認のための訪問についての同意を要請することとする。また、確認のための訪問は、<u>上記(2)又(ロ)</u>に規定する輸出締約国発給機関又は権限のある<u>当局</u>に対する確認手続を実施した後に行うものとする。</p> <p>(4) 法第 12 条の 4 の第 1 項第 4 号に規定する協定相手国の権限ある<u>当局</u>が輸出者又は生産者の事務所等において行う検査に我が國の税関職員を立ち会わせ、検査において収集した資料を提供することを求める方法とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	<p>ロ及びハ (同左)</p> <p>ニ 上記<u>イ</u>の書面は、次の事項を含むものとする。</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(ト) 後記 12 の 4—6 に規定する回答期</p> <p>ホ及びヘ (同左)</p> <p>(新規)</p>																
<table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td> <td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	<table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td> <td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)	(同左)								
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定																
(省略)	(省略)																
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定																
(同左)	(同左)																
<p>また、法第 12 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する方法により確認を行う場合には、上記(2)のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>(5) 法第 12 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であって、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	<p>また、法第 12 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する方法により確認を行う場合には、上記(2)のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>(5) 法第 12 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であって、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td> <td>原産品であるかどうかの確認方法の規定</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>英国協定</td> <td>英國協定第 3・21 条 4</td> </tr> <tr> <td>RCEP 協定</td> <td>RCEP 協定第 3・24 条 1 (e)</td> </tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	英国協定	英國協定第 3・21 条 4	RCEP 協定	RCEP 協定第 3・24 条 1 (e)	<table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td> <td>原産品であるかどうかの確認の方法</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>英國協定</td> <td>英國協定第 3・21 条 4</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法	(同左)	(同左)	英國協定	英國協定第 3・21 条 4	(新規)	(新規)
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定																
(省略)	(省略)																
英国協定	英國協定第 3・21 条 4																
RCEP 協定	RCEP 協定第 3・24 条 1 (e)																
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法																
(同左)	(同左)																
英國協定	英國協定第 3・21 条 4																
(新規)	(新規)																

新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。</p> <p>（原産品であることの確認を行うことが可能となる期間）</p> <p>12の4—4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定及び該当する国内法令の規定に基づき、次の表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間である。</p> <p>なお、EU協定及び英国協定においては、原産品申告書を作成した輸出者等による記録の保管の期間はその作成の日から少なくとも4年間と規定されているが、輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への情報の提供の要請は、貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年以内であることから、当該期間を超えた期間においては前項(1)及び(5)に規定する原産品であることの確認のみを行うことに留意する。</p>	<p>なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。</p> <p>（原産品であることの確認を行うことが可能となる期間）</p> <p>12の4—4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定（経済連携協定に関する規定がない場合にあっては、該当する国内法令）に基づき、原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。</p> <p>また、EU協定及び英国協定においては、原産品申告書を作成した輸出者等にあってはその作成の日から少なくとも4年間と規定されているが、輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年以内であることから、上記に規定する期間（貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年を超えた期間に限る）は前項(1)及び(5)に規定する原産品であることの確認のみを行うことが可能となる。</p>
経済連携協定	確認が可能となる期間（協定及び該当する国内法令の規定）
（省略）	（省略）
ペルー協定	ペルー協定原産地証明の発給の日又は作成の日から5年間（同協定第64条1から5まで） 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間 (関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項)
オーストラリア協定	オーストラリア協定原産地証明書の発給の日又はオーストラリア協定原産品申告書の作成の日から5年間（同協定第3・20条1(a)） 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間

## 新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	(関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項)		
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
TPP11協定	TPP11協定原産品申告書作成の日から5年間 (同協定第3・26条2) 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間 ( <u>関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項</u> )	TPP11協定	TPP11協定原産品申告書作成の日から5年間 (同協定第3・26条 <u>1及び2</u> )
EU協定	輸出者等の作成したEU協定原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への情報の提供の要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年間(同協定第3・22条2) 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間 ( <u>関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項</u> )	EU協定	輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内(同協定第3・22条2)
米国協定	輸入者に対して輸入許可の日から5年間(関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項)	米国協定	輸入許可の日から5年間(関税法第7条の15、 <u>同法第94条第1項、同法施行令第83条第6項</u> )
英国協定	輸出者等の作成した英國協定原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への情報の提供の要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年間(同協定第3・22条2) 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間 ( <u>関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項</u> )	英国協定	輸入許可の日から5年間。輸出者等の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年(同協定第3・22条2)。
RCEP協定	<u>RCEP協定原産地証明の発給の日又は作成の日から3年間(同協定第3・27条1)</u> 輸入者に対しては輸入許可の日から5年間 ( <u>関税法第94条第1項、同法施行令第83条第6項</u> )	(新規)	(新規)

新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
<p>（協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限）</p> <p>12の4－5 法第12条の4第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の4－9(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益を適用しないこととなるので留意する。</p> <p>また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記12の4－3(2)の方法による確認では、<u>輸出者等が質問書を受領した日から45日の期間内に当該質問書に対する回答を受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とする</u>と認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p>	<p>（協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限）</p> <p>12の4－5 法第12条の4第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の4－9(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益を適用しないこととなるので留意する。</p> <p>また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記12の24－3(2)の方法による確認では、<u>質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から45日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とする</u>と認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>相当の期間（情報提供の期限）</th><th>相当の期間（追加情報提供の期限）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>RCEP協定</td><td>30日以上90日以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）	（省略）	（省略）	（省略）	RCEP協定	30日以上90日以下	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>相当の期間（情報提供の期限）</th><th>相当の期間（追加情報提供の期限）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>（新規）</td><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）	（同左）	（同左）	（同左）	（新規）	（新規）	（新規）
経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）																	
（省略）	（省略）	（省略）																	
RCEP協定	30日以上90日以下	—																	
経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）																	
（同左）	（同左）	（同左）																	
（新規）	（新規）	（新規）																	
<p>（輸出者等の事務所等において実地に書類その他の物件を調査する場合における輸出者等又は協定相手国による調査への同意についての回答期限）</p> <p>12の4－6 法第12条の4第3項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるもののをいう。</p>	<p>（輸出者等の事務所等へ立ち入り、調査する場合における協定相手国による調査への同意についての回答期限）</p> <p>12の4－6 法第12条の4第3項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるもののをいう。</p>																		

新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
経済連携協定	相当の期間	経済連携協定	相当の期間
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
TPP11協定	30日	（新規）	（新規）
RCEP協定	30日	（新規）	（新規）
<p>（TPP11協定第4章（繊維および繊維製品）に係る調査）</p> <p>12の4—7 法第12条の4第4項に規定する通知を要しない場合に該当するか否かについては、総括原産地調査官に協議する。また、必要に応じ総括原産地調査官を経由して本省に協議することとする。</p> <p>（<u>協定相手国の権限ある当局が輸出者の事務所等において行う検査への我が国税関職員の立会い等の要請についての回答期限</u>）</p> <p>12の4—8 法第12条の4第5項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。</p>		<p>（TPP11協定第4章（繊維および繊維製品）に係る調査）</p> <p>12の4—7 法第12条の4第4項に規定する通知を要しない場合に該当するか否かについては、<u>東京税関業務部</u>総括原産地調査官に協議する。また、必要に応じ総括原産地調査官を経由して本省に協議することとする。</p> <p>（<u>我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請についての回答期限</u>）</p> <p>12の4—8 法第12条の4第5項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。</p>	
経済連携協定	相当の期間	経済連携協定	相当の期間
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
<p>（関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定）</p> <p>12の4—9</p> <p>(1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>		<p>（関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定）</p> <p>12の4—9</p> <p>(1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	
締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定	締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
RCEP協定原産地証明	RCEP協定第3・25条1(a)	（新規）	（新規）
<p>(2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次</p>		<p>(2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次</p>	

新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。												
<table border="1"> <tr> <td>締約国原産地証明書等</td><td>関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>RCEP協定原産地証明</td><td><u>RCEP協定第3・25条1(b)</u></td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	（省略）	（省略）	RCEP協定原産地証明	<u>RCEP協定第3・25条1(b)</u>	<table border="1"> <tr> <td>締約国原産地証明書等</td><td>関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	（同左）	（同左）	（新規）	（新規）
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
（省略）	（省略）												
RCEP協定原産地証明	<u>RCEP協定第3・25条1(b)</u>												
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
（同左）	（同左）												
（新規）	（新規）												
(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。												
<table border="1"> <tr> <td>締約国原産地証明書等</td><td>関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>RCEP協定原産地証明</td><td><u>RCEP協定第3・25条3(a)及び(b)</u></td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	（省略）	（省略）	RCEP協定原産地証明	<u>RCEP協定第3・25条3(a)及び(b)</u>	<table border="1"> <tr> <td>締約国原産地証明書等</td><td>関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	（同左）	（同左）	（新規）	（新規）
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
（省略）	（省略）												
RCEP協定原産地証明	<u>RCEP協定第3・25条3(a)及び(b)</u>												
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
（同左）	（同左）												
（新規）	（新規）												
(4) 法第12条の4第6項第4号に規定する協定相手国又は輸出者若しくは生産者に対し、検査への同意を求めた場合において、当該協定締約国又は輸出者等が検査を拒んだとき又は定めた期間内に回答をしないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(4) 法第12条の4第6項第4号に規定する協定相手国又は輸出者若しくは生産者に対し、検査への同意を求めた場合において、当該協定締約国又は輸出者等が検査を拒んだとき又は定めた期間内に回答をしないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。												
<table border="1"> <tr> <td>締約国原産地証明書等</td><td>関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>RCEP協定原産地証明</td><td><u>RCEP協定第3・25条3(c)</u></td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	（省略）	（省略）	RCEP協定原産地証明	<u>RCEP協定第3・25条3(c)</u>	<table border="1"> <tr> <td>締約国原産地証明書等</td><td>関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	（同左）	（同左）	（新規）	（新規）
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
（省略）	（省略）												
RCEP協定原産地証明	<u>RCEP協定第3・25条3(c)</u>												
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
（同左）	（同左）												
（新規）	（新規）												
(5) 法第12条の4第6項第5号に規定する <u>協定相手国</u> の権限ある当局が輸出者等の事務所等において行う検査への <u>我が国税関職員</u> の立会い等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答し	(5) 法第12条の4第6項第5号に規定する <u>我が国税関職員の立会いの下での輸出者</u> の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資												

## 新旧対照表

【関税暫定措置法（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <p>(6)及び(7) (省略)</p> <p>(原産品についての確認の相手方となった者)</p> <p>12の4-10 法第12条の4第7項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	<p>料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <p>(6)及び(7) (同左)</p> <p>(原産品についての確認の相手方となった者)</p> <p>12の4-10 法第12条の4第7項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>
締約国原産地証明書等	相手方の規定
(省略)	(省略)
RCEP協定原産地証明	<u>RCEP協定第3・24条5</u>
締約国原産地証明書等	相手方の規定
(同左)	(同左)
(新規)	(新規)